

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	B85. 市HP、各サイトの「ご意見をお聞かせください欄」について提言	<p>1) 市HP、各サイトの最下段の「ご意見をお聞かせください欄」には、5項目とチェック口が有りますが、コメントを記入できる様式になっていません。</p> <p>・[例] “内容が分かりにくい”の項目では、どの部分の何が分かり難いか…などを記入が出来る様式になっていません。</p> <p>・個人的には、現状では利用・活用が難しいと考えます。システムの浪費にも。広報課ではどのような利活用をされていますのでしょうか？ ⇒添付画像。B85-ご意見をお聞かせください上: 吹田市HP。下: 他市のHP(記入欄が有り)</p> <p>2) 令和4(2022)年10月3日 市HPをリニューアルされてから約1年が経過した頃に、広報課は市HPにアンケートの募集をされた記憶が有りますが、アンケートの結果をまとめられた報告が無いように思います。⇒もし、有りましたら市HPに掲出願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>各サイト下部に設置している「ご意見をお聞かせください」は、不適切な投稿を回避し、負担なく回答できることを目的にチェック項目のみとしています。いただきましたご意見については、必要に応じて各室課に共有し、ページ作成の際の参考としています。</p> <p>令和5年1月～2月にかけて実施した市公式ウェブサイトに関するアンケートについては、HP運用のための参考意見として活用させていただき目的で実施したものであること、自由記載を含む形式であったため回答内容に整合性の欠如が見られることから、掲出はしておりません。</p>	広報課	R7.2.17	R7.3.3
2	B87-「後期高齢者医療保険料確認書の送付」について提言	<p>1) 確定申告書作成時に必要な“後期高齢者医療保険料確認書”が、例年は1月20日前後に送付されてきていたのに、今年は、2月3日時点で未着。他の事業者からの必要書類は全て送付されてきています。 ⇒今年の“後期高齢者医療保険料確認書(発行日:1月24日)”は、2月6日に配達されてきました。 ⇒日常業務の中では、トラブルは起きる事は有りますが、トラブルが発生した時点で発送遅延・発送予定日について、多くの対象者がおられるので市HPで周知が必要。</p> <p>Q2: 前記(1)での“医療保険料確認書”の未着について、2月4日に国民健康保険課に固定電話から問い合わせをしましたが、“自動音声(該当の番号の選択方式)”であり、数回、番号数字を押した後、“〇〇番の電話番号にお掛け下さい”のメッセージが流れた後、直ぐに“ブツン”と切れてしまい電話番号を書く事も出来ません。⇒再度、電話すると「明後日に着くと思います」。</p> <p>⇒民間企業の“自動音声”のように、(1)1クールが終われば「初めに戻ります」。(2)電話番号の案内の代わりに「その他は“3”を押して下さい。担当者にお繋ぎします」⇒担当者への自動転送の機能が必要。(3)転送先が数回、話中の場合は「ただいま電話が混み合っており、再度、お掛け直し願います」…への改善が必要と思います。</p> <p>Q3: 市民税課でも“自動音声”案内をされている事から、吹田市の“自動音声”のシステム構築をされた部所への回答をお願い致します。</p> <p>※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、担当部署に供覧を願います。</p>	<p>納付額確認書につきましては、発行日以降2月3日までの間に、昨年より対象を広げて送付いたしました。そのため、昨年より送付にかかる期間が長くなっており、あらかじめ吹田市ホームページ及び市報すいた令和6年12月号におきまして、2月上旬に送付する旨ご案内させていただいたところでございます。</p> <p>また、自動音声案内につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見は、システム構築を行った契約業者にも共有させていただき、今後改善の際の参考とさせていただきます。</p> <p>以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	国民健康保険課	R7.2.17	R7.3.3

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>保育園利用調整、保育園不足について</p>	<p>○保育園利用調整について 1.勤務年数加点はなぜ廃止されたのでしょうか？ 若い親を支援する気持ちも分かりますが、継続年数が長い分これまで長期間納税もしており、社会に貢献してきたと自負しております。過去多くの声があったのを確認しましたが廃止した根拠(離職率に影響しない等の数字を明確に)を教えてください。 2.小規模の卒園加点について 4月の一斉入所には卒園加点がついて、5月以降加点されないのはなぜですか？ 2歳クラスまで小規模保育園に預け保育料も納めてきたにも関わらず、年少から仕事を開始する方と同じ点数に納得いきません。吹田市は共働きを推奨していないのでしょうか？小規模保育園から預けて3歳クラスで入園できないのであれば、我が子と一緒にいたい気持ちを抑え、預けた意味がありません。</p> <p>○保育園不足について 小規模卒園で兄弟がいらない人はほとんど落ちている地域です。吹田市としてどういった課題認識、また対策を講じているのでしょうか？ 本日保育幼稚園室に話を伺ったところ、児童数は減少傾向にあったので、枠が少なくなった影響もあると聞きましたが、認識が甘すぎではないでしょうか？ 公立の幼稚園型のこども園を幼保連携にして時間を長くしたりもできないのですか？公立は市が管轄ではないですか？また公立の枠が減っているのも保育士の採用が難しいとの影響もあるようですが、市としてももう少し保育士への支援を考えて吹田市で働くモチベーションを上げるなど考え得ることはすべて対策してほしいです。</p> <p>○保育の無償化とは？ 新2号の預かり保育の補助は月約一万円程度かと思いますが、幼稚園の夏休み期間は預かり保育をすると9万円近くになります。 保育の無償化をうたっておきながら、どういった数値を基準に算定しているのでしょうか？ また、東京都は保育園に預かっていてもベビーシッターを利用できその利用料金は1時間150円程度と聞いています。そういった別の自治体の取り組みをご存知でしょうか？ 保育園に入らなかった人へもう少し補助をするなど考えていただきたいです。こういった対策は何か検討されているのでしょうか？</p> <p>このままだと小学校に上がった際の学童についても入れるのか不安でしかありません。 また学童は18時までだとお迎え、1人で帰るなら17時までとの認識ですが、18時にお迎えは現実的に通勤のある会社員だと無理だと感じます。17時までにして1人で帰らせるのも昨今の状況を考えてと不安です。 子育て支援に力を入れていただかなければ、誰も子供を産まなくなると思います。</p>	<p>1)について 保育所等利用調整基準は、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢、近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものとなるよう改正を行っています。 従来、利用調整において指数差をつけられるよう、勤務年数による加算を設けていましたが、近年の働き方の多様化や、転職率が高まっている中で、勤務年数により保育の必要性に差があることに対する批判的な御意見が多数寄せられたため、今後の見直しを行いました。また、保育所等利用調整基準の改正においては、本市条例に基づいてパブリックコメントを実施し、本件に係る反対の御意見はございませんでした。</p> <p>2)について 吹田市内の特定地域型保育事業の卒園児を対象とした加点については、保育の継続性を担保する観点から移行を支援するための加点であり、4月入所時に大幅な加点をすることで、新規申込等に比べて入所がしやすいようにしております。そのため、5月以降は卒園児の加点を継続すると他の待機児童とのバランスが取れなくなる可能性がありますことから、5月以降の入所について加点を設けていないものでございます。</p> <p>保育園不足について 保育提供量の確保につきましては、人口や保育ニーズの推移から将来の必要量を推計し、必要に応じて計画的に進めることとしております。本市では、待機児童が過去最大の230人を記録した平成28年度以降、集中的に施設整備等に取り組んだことで需給状況が安定し、令和4年度には待機児童の解消に至りました。未就学児童は平成29年度をピークに減少しているため、大規模マンション建設等を除き、保育提供量は既存施設により賄えるものと推測していたところであります。 しかしながら、本年度に保育料無償化制度の拡充などを契機として利用申込数が大幅な増加に転じたことから、緊急的に施設整備などに取り組んでおり、本年4月には新たな施設を開校いたします。 本市では、0～2歳児を対象とした小規模保育事業を終了した3歳児の行き先の確保のために、公立幼稚園6園を、保育を必要とする児童を含む3歳児以上の児童を対象とする幼稚園型認定こども園へ移行してまいりました。 幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行は、これまでの経緯や施設類型の変更となることを踏まえ、慎重な検討が必要と考えております。 また、公立保育園におきましては、園児の受け入れに必要な人材確保を行っており、状況等に応じ、定員を超えて受け入れを行うなどの取組も行っております。 また、吹田市内の私立保育所等に対しましては、国の補助金制度を活用し、保育体制の充実による就業継続と離職防止、保育士等の人材確保に資する取組を行っております。</p> <p>保育の無償化について 預かり保育に対する補助金額は、国の制度に基づき、認可保育所等の利用者との公平性を担保するため、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、無償化制度を導入前の1号認定子どもの幼稚園保育料の上限額(月額2.57万円)を差し引いた金額(月額1.13万円)とされています。 なお、従来、幼稚園の利用者が負担していた幼稚園保育料(上限月額2.57万円)については、現在無償化されており、前述の預かり保育に対する補助額(月額1.13万円)と合わせますと、認可保育所等の平均的な保育料である月額3.7万円と同等の金額が幼稚園の利用者に対しても給付される制度となっております。 また、夏休み期間中に限らず、預かり保育の利用料金については各園で設定しておりますため、利用される施設や時期によっては先述の無償化の範囲を超えた部分についての御負担が保護者様に発生する場合がございます。 いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>留守家庭児童育成室について まず、入室基準について御説明させていただきます。 入室申請においては、一斉受付期間を設けておりますが、1年生及び2年生の児童に関しては、期間終了後も、1月末日までは、期間内の申請と同等に取扱っております。 また、一斉受付期間内及び期間内と同等に取扱う申請が育成室の定員数を超過、すべての児童の入室が困難と判断した場合は入室選考を行います。1年生から3年生の児童に関しては、配慮を要する児童に次いで優先的に入室を許可しております。 次に、千二育成室の開室時間について御説明させていただきます。 留守家庭児童育成室の開室時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時以降も、第4土曜日を除き延長保育を行っております。 延長時間は、千二育成室は運営委託育成室であるため午後7時までとなっております。 最後に、千二育成室の下校方法について御説明させていただきます。 午後5時の下校につきましては、年度当初は下校コースのポイントごとに職員を配置し、安全面等に配慮しております。 また、延長保育を利用する場合は、上記の延長保育の時間までに、保護者の方等にお迎えに来ていただいております。 なお、午後5時以前に下校する場合は、お子様1人で下校いただく又は保護者の方等にお迎えに来ていただく必要がございます。</p>	<p>保育幼稚園室、放課後子ども育成室</p>	<p>R7.2.19</p>	<p>R7.3.3</p>

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	<p>千里北公園の水遠池の南西の小道は、2.3年前にウッドチップ舗装されましたが、バリアフリー法および関連ガイドラインに適合していない可能性があります。</p> <p>1. バリアフリー法および関連ガイドラインの規定 2008年、バリアフリー法 (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/)(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001349371.pdf)を受け「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001473665.pdf)が策定されました。 ・ガイドラインでは「特定公園施設には、その新設・増設・改築について、都市公園移動等円滑化基準適合義務を課す」としています(p. 22)。 ・「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」は特定公園施設です(p. 21)。 ・出入口は特定公園施設です(p. 22)。</p> <p>2. 水遠池の南西の小道にはバリアフリー基準適合義務がある ・水遠池の南西の小道は出入口と出入口を結ぶ園路であり、「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」です。 ・よって、同小道は特定公園施設に該当し、2.3年前の改築時にはバリアフリー基準適合義務がありました。</p> <p>3. ウッドチップ舗装はバリアフリー基準に適合するか ・ガイドラインで、通路の路面は「平坦で固くしまっている仕上げとする」ことが「積極的な対応が求められる」とされています(p. 42)。 ・ウッドチップは「平坦で固くしまった仕上げ」というガイドラインの求める条件を満たしていない疑いがあります。 ・時間が経つとウッドチップは流失し、砂利道が露出します。この小道もウッドチップ舗装後にウッドチップが流出し、1年ほどそのままの状態で見捨てられています。これはバリアフリーではありません。</p> <p>4. 市の説明とその問題点 市は「半分をウッドチップ舗装、もう半分をアスファルトなどの舗装」とする計画を示しています。しかし、ウッドチップ舗装は状況に応じて高さが変化するため、道の真ん中に不規則な段差ができ、歩行者にとっても車イスにとっても危険な恐れがあります。</p> <p>また2023年の千里北公園魅力向上ワークショップで、千里北公園の東側の園路について「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」と市職員が説明しましたが、これはガイドラインの解釈に誤りがある可能性があります。</p> <p>・出入口は特定公園施設であり、出入口を結ぶ園路は特定公園施設です。 ・よって、すべての出入口を結ぶ園路は、改築時にはバリアフリー基準適合義務があります。</p> <p>●市への質問 1. 水遠池の南西の小道は「特定公園施設」に該当し、2.3年前の改築時にバリアフリー基準に適合させる義務があった。しかし適合させなかったと認めますか。 2. バリアフリー基準に適合していない場合、いつ適合させる改修工事を行いますか。また、不適合状態にしたこと追加予算がかかることについて、誰がどのように責任を取りますか。 3. 半分をウッドチップ舗装にし、もう半分をアスファルトなどの舗装にすることの危険性を検証していますか。したのであればその結果を教えてください。 4. 出入口を結ぶ園路は、改築時にすべてバリアフリー基準適合義務があるという認識でよろしいですか。</p>	<p>平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。</p> <p>1について 水遠池の南西の小道は、令和2年度に護岸の災害復旧として実施した千里北公園水遠池護岸改修工事に伴い、簡易でクッション性のあるウッドチップを撒いたものであり、都市公園移動等円滑化基準に適合した園路の改築を行ったものではございません。今後、当該園路の本復旧として改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合する義務があると認識しております。</p> <p>2について 今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。</p> <p>3について 千里北公園魅力向上ワークショップの開催当時にお示したものである計画イメージ図は整備内容の決定事項ではなく、御指摘の舗装についての検証は行っていませんが、園路整備の際には、都市公園移動等円滑化基準に適合し、かつ安全性を確保した舗装となるよう、その構造や種類などについて検討してまいります。</p> <p>4について 都市公園移動等円滑化基準適合義務の対象となる園路につきましては、出入口(及び駐車場)から主要な公園施設(及び特定公園施設)に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではないと認識しております。 以上、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R7.2.19	R7.3.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	小学校の空気について	<p>先日佐井寺小学校の入学説明会へ行きました。説明会の部屋が、各ご家庭の洗剤柔軟剤芳香剤抗菌剤(お隣の男性からはタバコ臭…)などの香料で充満してとても苦しかったです…。</p> <p>たった一時間の滞在でも、全身や手さげの中身までにも他所のお宅の香料が移り、頂いた書類一式も全て香料が移っていました。</p> <p>コートは一切脱いでいないのに下の服や肌着にまで移っていましたし、帽子を被っていて脱いでいないのに髪の毛にかなり移っていてあまりに気持ち悪いので帰宅直後にシャワーで流しました。</p> <p>たった一時間同じ空間に居ただけでこんなにも他人に移る香料を身に纏っていること自体がおかしいと思いますし、日々教室で学ぶ子供たちにも同様のことが起こっているのではないかと、不安と心配でいっぱいです。</p> <p>実際に登下校中の小学生2、3人組と外ですれ違うだけで強烈な香料が香っていることが頻繁にあります。屋外で数メートル離れていても強く香っているの、そのような子が教室に居たら周りの生徒たちにもその香料を吸わせることとなります。</p> <p>柔軟剤や合成洗剤を使用した衣類には何万個というマイクロカプセルが付着していてそれが周りに飛んだり弾けたりして香料や抗菌消臭成分などの化学物質が長持ちして広がる仕組みになっています。(早稲田大学の教授の方も調べてくださっています)</p> <p>現在小学校の教室の空気は本当に安全なのでしょう？</p> <p>そもそも教育の場、しかも義務教育の場に、各家庭の香料を持ち込むのはいかがなものかと思うのですが、吹田市としてはどうお考えでしょうか。化学物質過敏症についての注意喚起をHPでは見たことがあります。ありがとうございます。この件は各小学校にも通知して下さっていますか？ぜひ先生方にも知ってほしいです。</p> <p>教育の場に香水がダメなのは常識なのに、香水以上に何週間も香るような製品で洗ったものを学校に着て来たり持ってくることで自分がおかしいと思います。(給食時の空気を考えると給食エプロン、水質維持を考えると水着にも注意すべきだと思います)</p> <p>私が子供の頃は、集中力の妨げになったり他の子が欲しがるという理由で香り付き文具が禁止でした。今はそんなレベルではなく各々がとんでもなく香っていますが大丈夫でしょうか…？</p> <p>我が子の入学が楽しみな反面、ランドセルもすぐに他所様の香りに移るのかな…そしてその香料は取れるのかな…教室で安全に勉強できるのかな…など不安でいっぱいです。</p> <p>香料製品を使うな！ではなく、学校に持ってくるものには香料を使用しないでくださいという注意喚起をすることは難しいことなのでしょう？</p> <p>人工香料は誰にとっても危険です。空気や水を汚染するので環境にも悪いです。子供たち皆が安心して勉強できる環境作りのために、どうか対策をお願いいたします。</p> <p>ついでにもう一点すみません。</p> <p>佐井寺小学校のトイレにスリッパがなく、校内で履く上履きでそのままトイレに入るシステムになっているようで驚きまして…</p> <p>上履きでそのまま教室もトイレも行き来するのはとても不衛生で不潔だと思うのですが、なぜスリッパがないのでしょうか？また吹田市内すべての小学校が同様なのでしょうか？</p> <p>お忙しいなか申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。</p>	<p>本市では、学校保健安全法に基づき、毎年定期的に学校での教室等の環境検査を行い、児童・生徒及び教職員の心身の健康の保持・増進を図っております。</p> <p>また、本市が作成しています、香りを含む製品を使用する際の配慮に関する啓発リーフレット「あなたには快適でも『香り』で体調を崩す方がいます」を市立小・中学校に送付し、教職員や児童・生徒に周知を行っております。</p> <p>しかしながら、児童・生徒が学校で着用している衣類に使用している洗剤や柔軟剤等は、各家庭の判断で使用しており、香りの感じ方や体調の変化等には個人差があるため、注意喚起以外に学校で一律に対策をとることは難しいと考えます。</p> <p>今後、香りを含む製品を使用する際の配慮についての周知等に引き続き努めてまいります。</p> <p>なお、学校のトイレにスリッパを配備する必要性につきましては、各学校において判断しているため、ご質問や疑問等がございましたら、直接入学予定の小学校(佐井寺小学校)にご相談くださいますようお願いいたします。</p>	保健給食室	R7.2.25	R7.3.5
6	ゆらら藤白台バス停での早朝の喫煙について	<p>2月21日6時45分頃、ゆらら藤白台バス停での早朝の喫煙事案が発生しました。当該男はゆらら6時49分発のバスに並んでおり、上は迷彩柄のフード付きパーカーのようなもの、下はグレーのズボンでSと書かれた靴を履いていた。</p> <p>タチが悪いのはバス停のすぐそばではなくプラザの自販機付近で吸っていたことだ。</p> <p>当該場所はそもそも禁煙である。 当該場所ではたびたび喫煙行為があるので巡回の強化、張り紙の強化をお願いします。</p> <p>回答はメールのみでお願いします。毎回同じ回答は不要なので市側で考えて回答ください。</p>	<p>今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.2.25	R7.3.10
7	府営吹田藤白台住宅3棟付近での歩きタバコについて	<p>2月21日14時30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟付近での歩きタバコが発生しました。当該男は黄色っぽい上着を着ていて府営3棟に入っていた。</p> <p>巡回の強化、張り紙の強化をお願いします。</p> <p>回答はメールのみでお願いします。毎回同じ回答は不要なので市側で考えて回答ください。</p>	<p>今回いただいた報告は、市内を定期的に巡回し、指導及び啓発を行う当室の路上喫煙防止啓発員が活動する際の参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.2.25	R7.3.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	B88-市HPの 新着情報の「資産 経営室所管ま ちなか広場」に ついて提言	<p>1)2月24日に市HPの新着情報に掲載された標題について、サイトを開くと、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)の暫定的な開放について」でした。</p> <p>⇒タイトルは、市民に分かり易い名称にされませんか？</p> <p>※このタイトルでは、市民は「何?」。広場の位置は分かりましたが、広さ・形状が分かりません。画像があれば良かったです。</p> <p>⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。新着情報</p> <p>⇒添付画像。B88-資産経営室所管まちなか広場。サイト</p> <p>2)このような事象について、広報課に今迄、多数の情報提供をしており、改善策を講じて頂きますようお願い致します。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は、北千里小学校跡地まちなか広場のホームページについて、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>新着情報のタイトルが広場の名前だけでわかりにくい内容となっていましたので、「北千里小学校跡地の広場(通称:まちなか広場)を暫定的に開放しています」と修正しました。</p> <p>また、所在地・広さを記載し、広場の写真及び入口を示す図面を添付しました。</p> <p>今後は市民の方にとってわかりやすい情報発信となるよう努めてまいります。</p>	資産経営室	R7.2.25	R7.3.4
9	B89-市HP。新 着情報の「令和 6年度 第1回バ リアフリー吹田 市民会議」につ いて提言	<p>1)2月21日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと2024年12月19日に開催された議事録の公表でした。このタイトルでは開催案内なのか、開催結果なのか市民には分かりません。</p> <p>⇒添付画像。B89-新着情報「令和6年度 第1回バリアフリー吹田市民会議」</p> <p>⇒福祉部障がい福祉室は、市民に分かり易いタイトルにされませんか?。⇒議事録公表の追記など</p> <p>⇒このような事象について、広報課に今迄、多数の情報提供をしており、改善策を講じて頂きますようお願い致します。</p> <p>2)議題の中に、公園のトイレ仕様について協議がされており、多目的トイレについての提言です。</p> <p>・障がい者の中には、脳梗塞などにより右手または、左手が不自由な方がおられます。また病気や交通事故による片腕の方もおられます。</p> <p>⇒添付画像。B89-片腕の方</p> <p>・水戸市役所では、右麻痺用・左麻痺用の多目的トイレがあります。1F-左まひ。2F-右まひ。3F左まひ者用。</p> <p>⇒添付画像。B89-水戸市役所の多目的トイレ入口の「左麻痺用・右麻痺用」の案内表示</p> <p>⇒添付画像。B89-水戸市役所の多目的トイレ。左麻痺用・右麻痺用</p> <p>⇒添付画像。B89-吹田市内の某屋内多目的トイレ</p> <p>⇒来年度の工事には間に合いませんが、右麻痺用と左麻痺用の双方の機能を有した両用型の多目的トイレの考案をお願い致します。</p> <p>※吹田市で考案された“左右両用型の多目的トイレ”が“吹田モデル”として全国に。そして多くの外国人が来日されており「日本のトイレの評判が高い」事も有り、世界に広がれば良いな〜が、私の願望です。</p> <p>※1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及から60年。そして2012年に国際規格が定められ、世界に…。</p> <p>⇒添付画像。B89-市長こもれび通り。パウダーコーナー(市報R6年10月)</p> <p>※後藤市長様のご発言。「バリアフリートイレの機能の充実と、さまざまな利用者に配慮したトイレ」「疾患や障がいの有無、経済状況、感じ方…人それぞれに境遇は異なります。相手の立場になってみないと気付かないことが」「パリ・パラリンピックで頑張る選手」</p> <p>3)秘書課長様への要望。後藤市長様へ情報提供を願います。※急ぎませんのでお願い致します。</p> <p>※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、担当部署に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 新着情報の表記につきましては、「令和6年度第1回バリアフリー吹田市民会議の会議録を公開しました。」に変更いたします。今後ともわかりやすい表記に努めてまいります。</p> <p>2)について 頂いた御意見につきましては、担当所管である公園みどり室とも共有させていただくとともに、今後の参考とさせていただきます。</p>	障がい福祉室	R7.2.25	R7.3.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	千里山佐井寺図書館について	<p>いつも千里山佐井寺図書館を利用しています。最近、図書館の委託業者が変わったとのことで、スタッフも変わりました。(一部継続のスタッフもいるようです)</p> <p>その後、図書館の対応・業務の乱雑さが目に余るものがあり意見いたします。</p> <p>閲覧用の本棚以外の場所に本が積み上がり、目当ての本を探すのにも時間がかかります。</p> <p>本棚も乱れ、見苦しいです。</p> <p>また、以前は2階カウンターにスタッフが常駐していたものの、今はほとんど見かけることができなく、本を探す際頼むこともできません。</p> <p>委託業者の選定方法は一体どうなっているのか。委託の金額のみではなく、内容を精査し、市民サービスの低下するような業者を選定することは厳に謹んでいただきたい。</p> <p>これから数年間、この惨状が続くことなく立て直していただけるよう要望いたします。</p> <p>委託業者変更に伴う混乱であるとは理解しますが、そこはスムーズな引き継ぎをするべきではないでしょうか？</p> <p>このため利用者が迷惑を被るのは話が違うと思います。</p> <p>今後の改善策をご提示お願いいたします。</p>	<p>このたびは、窓口等業務事業者の変更に伴い、ご不便ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。</p> <p>本棚の乱れにつきましては、配架作業の人員を手厚くし、現在は解消しております。また、2階カウンターについてもスタッフが常駐する体制を確保しております。</p> <p>今後も事業者変更がある場合には、業務の質の低下を招かないように、速やかに引継ぎを開始することに加え、遅延なく引継ぎ業務を完了できるように市として監督してまいります。</p>	中央図書館	R7.2.26	R7.3.7
11	B90-市HP。新着情報の「2025年日本国際博覧会「試行運営」」について素朴な疑問	<p>1)2月6日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと大阪府及び大阪市は、「博覧会協会」と協力して「テストラン」の参加者を、大阪府内在住の方から募集。</p> <p>⇒このタイトルでは市民はランナーの募集(2日間合わせて、4万人程度)について全く分かりません。加えて募集期間が、令和7年1月31日(金曜)から2月28日(金曜)迄であり、大阪府のHPでは、1月31日に報道機関に参加者の募集の発表がされております。</p> <p>2)吹田市のタイトルの「試行運営」の語句は、大阪府のサイトには、見当たりません。シティプロモーション推進室は、「試行運営」の語句は、どのHPのサイトからの転記されたのでしょうか？</p> <p>3)2月3日に市HP(Top頁)の新着情報に「一足先に万博を体験しませんか?~大阪・関西万博「テストラン」」のタイトルで掲載されましたが、2月5日に削除されて、2月6日に標題の「試行運営」に変更をされており、市民には、2月3日のタイトルのままの分かり易かったと思います。何故変更をされたのでしょうか？</p> <p>※散歩していると、市民ランナーの方を良く見かけます事による投稿です。</p> <p>⇒添付画像。B90-2025年日本国際博覧会「テストラン」⇒「試行運営」に変更経過</p> <p>※シティプロモーション推進室は、回答に際して文責者のお名前の記載を、お願い致します。他の部局の回答文には、文責者のお名前の記載が有りますので。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について</p> <p>テストランはマラソンのような市民ランナーを募るようなものではなく、万博開幕前に運営を試行的に実施する取組です。</p> <p>市に説明があったのが募集開始前日であったため、広報準備が整った2月3日(月)から広報開始しました。</p> <p>2及び3について</p> <p>テストランでは趣旨がわかりづらいことから、大阪府HPのテストラン説明文から要約し「試行運営」と表記変更しました。</p>	シティプロモーション推進室	R7.2.27	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	北千里グリーン プレイス2025年 夏開業	吹田市民さん丸亀製麺とコマダ珈琲店も新規出店してほしいです。 トリドールホールディングス株式会社 コマダホールディングス株式会社	北千里小学校跡地等北東側利活用事業につきましては、事業者が決定し、提案施設のオープンに向けた手続きが進められております。店舗等の誘致につきましては、当該土地を利活用する事業者が行っておりますので、決定次第、ホームページ等で公表させていただきます。よろしく願いいたします。	資産経営室	R7.2.28	R7.3.10
13	給食費のお知らせについて	給食費のお知らせが、立派な封筒に入ってきますがいくらかかっているのか・・・ 非常にもったいないと感じています。 個別でお知らせが必要ですか？ 必要であればもっと簡易的な封筒でいいと思いますし、可能であればミマモルメなどデータでもいいと思います。 子供が2.3人いる世帯ではもっともったいないと感じているようです。	給食費のお知らせ(納入通知書)は、法令(地方自治法施行令第154条第3項の規定)により書面の交付が義務付けられています。 小学校給食費のお支払金額は全員一律ではなく、学級閉鎖による給食の中止、食物アレルギーによる一部欠食、就学援助費受給の有無などによって個々に異なることから、振替口座への入金のために振替予定額の間合せをいただくことも少なくないため、事前に正確なお支払金額をお知らせするためにも、毎回個人ごとに作成しております。 納入通知書の費用は、1通当たり約19円です。 既製封筒を使用した場合、手作業での封入封緘が必要ですが、封筒用の専用用紙を使用して、封筒の作成、印刷から封入封緘までを自動でできる印刷機を利用することにより作業の効率化を図っており、そのために厚手の封筒になっております。	学校教育室	R7.3.3	R7.3.6
14	B91-3月1日からの「春季全国火災予防運動」について市HPに掲載が必要	・総務省が、令和7年2月25日に「令和7年3月1日(土)から3月7日(金)まで 令和7年 春季全国火災予防運動が全国各地で実施」について報道発表をされています。 ・岩手県大船渡市で26日に発生した山林火災が3月1日も延焼が続いて…の報道。 ・吹田市のHPや吹田市消防本部HPの新着情報には、3月1日現在、掲出されていません。⇒標題について市HPで検索しましたが、0件でした。 ・他市では毎年恒例の行事であることから、2月20日前後から市HPへの掲出で市民に注意喚起をされています。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	貴重なご意見ありがとうございます。3月5日、ホームページに「令和7年春の火災予防運動」について掲載しました。「令和7年秋の火災予防運動」時には、期間前にホームページに掲載し、市民への広報に努めます。	総務予防室	R7.3.3	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	B92-市HP(Top頁)の「データで知る吹田」について提言	<p>3月1日に、2026年に卒業する大学生・大学院生を対象にした新卒採用の会社説明会が1日解禁の報道がありました。</p> <p>1)吹田市に就職を考えておられる方は、市のHPを閲覧されると思います。市のHP(Top頁)の「データで知る吹田」のサイトがありますが、サイト内の“吹田市の紹介”での記事に“人口約37万人の都市です”の記述がありますが、現在の人口、384,439人であり、追記が必要と思います。</p> <p>・その他にも、データが平成28年・令和3年度・令和4年度や年度の記載が無い項目も有ります。また小中学生の学力(令和5年度全国学力・学習状況調査)⇒令和6年度版が昨年公表されております。</p> <p>⇒学生さんの中には、市のHPのメンテナンスレベルを判断されるかもしれません。</p> <p>2)サイト内の項目について、社会の変化が激しい中、項目の見直しをされませんかでしょうか。</p> <p>[私見] サイトを閲覧される方の視点は、(1)就職検討中の学生。(2)吹田市に住んで見ようかな…の方。(3)吹田市に住み続けたいと考えておられる方。(4)起業を考えておられる方。</p> <p>・市の人口の項については、数のみでは無く、人口ピラミッドのグラフがあれば市のイメージが色々な面で分かり易いです。</p> <p>⇒“少子高齢化”についての報道が多く有ります。⇒(1)園児・学齢期人口。(2)労働・生産人口。(3)高齢者人口。などの現状と今後の予測が可能。</p> <p>・健康・医療のサイトでは、北大阪健康医療都市(健都)の記述があることから、健康寿命の推移のグラフが欲しいです。</p> <p>・安心・安全の町づくりのサイトでは、防犯カメラの設置台数の最新値の記載を。</p> <p>・国がデジタル化(DX)を進めています。吹田市のデジタル化の現状と将来構想計画。</p> <p>・全国台での吹田市の先進的な取組みがあれば…。</p> <p>※人事室に供覧を願います。</p>	<p>1)について 吹田市の紹介記事内に記載している人口及び暮らしの場面内に記載している防犯カメラの設置台数については、最新数値に修正いたしました。なお、小中学生の学力をはじめとした項目については、今月下旬から来月上旬ごろにまとめて更新する予定としております。</p> <p>2)について ページ内の掲載項目及びグラフ追加等に係るご提案は、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。</p>	シティプロモーション推進室	R7.3.3	R7.3.7
16	B93-市HP。新着情報の「実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」について提言、疑問	<p>1)2月20日に市HP(Top頁)の新着情報に掲出されましたが、“実施計画って…何の?”と思い、サイトを開くと「吹田市第4次総合計画 実施計画 令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)」をPDFファイル(後略)。</p> <p>⇒行政経営部 企画財政室は、タイトルを具体的な“吹田市第4次総合計画”の文言が必要。</p> <p>2)サイト冒頭の説明文では、“令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)”であり、タイトルの年度と異なり、間違っているように思えます。</p> <p>⇒添付画像。B93-実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)</p> <p>3)“吹田市第4次総合計画は、”平成31年(2019年)3月に策定されており、元々の計画年度は、2019年～2028年の10年間です。タイトルの計画・最終年度が2029年度と1年間延長されていますが、総合計画は市政運営および市民生活と直結する事であり、市議会での承認手続きは済んでいますのでしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 新着情報の文言に不備があり申し訳ございませんでした。今後、ホームページの公開にあたっては、閲覧する方に対して更新内容が分かりやすい文言となるよう努めてまいります。</p> <p>2)について ご指摘いただきました実施計画の年度については、市ホームページ内の文言を「令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」に訂正しました。</p> <p>3)について 実施計画につきましては、社会経済状況の変化や新たな課題に対応するため、ローリング方式により毎年度計画期間を5年間として見直しを実施しております。第4次総合計画の計画期間を延長したのではなく、実施計画の最終年度(2029年度)の事業費等につきましては、現行の第4次総合計画における施策を継続した場合に想定される内容をお示ししたものでございます。</p>	企画財政室	R7.3.3	R7.3.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	吹田市職員は 中学校レベル の国語がでない	<p>数ヶ月前、市が北千里駅前のイオン前に「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」という看板を立てました。</p> <p>この文章は目的語(連用修飾語)が抜けており、何を撤去するのかが明確ではありません。違法駐輪がある場所なので自転車だと推測はできますが、様々な人が見る公的な案内は、推測せずとも誰でも理解できるものでなければなりません。また違法駐輪がないときは推測が困難になります。</p> <p>さらに、駐輪禁止な場所は通常、日時を問わないため、「時間、曜日に関係なく」という文言は不要です。</p> <p>正しくは以下のように書くべきです。 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」</p> <p>目的語(連用修飾語)は中学校で習う文法です。市職員が中学校レベルの文章を書けないのは、あってはならないことです。現状では市民に意味が明確に伝わらず、看板を修正すると税金の無駄が発生します。</p> <p>このようなミスが表に出るのは、職員だけでなく、市役所の体質にも問題があると考えざるを得ません。</p> <p>●質問</p> <ol style="list-style-type: none"> この看板の文言は、誰がどのように決めましたか(担当者の所属部署も含めて具体的に回答してください) 看板の文言を決定する際、適切な文章かどうかをチェックする仕組みはありますか(ある場合、その具体的なフローを説明してください) なぜこのような中学校レベルの文章ミスが発生したのですか(人的ミスなのか、チェック体制の不備なのか、具体的な原因を説明してください) この看板の修正する予定はありますか。その予算は。(ある場合、具体的なスケジュールを提示してください。予算は人件費も含みます) 	<p>平素は市政発展に御協力いただき、まことにありがとうございます。また今回は、貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見につきまして以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>当該場所は放置自転車等が多数あり、歩行者等の通行に支障が出ております。</p> <p>市民の方からの改善要望も多数寄せられており、自転車等を放置する人への啓発強化を重視し、設置いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり「推測せずに誰でも理解できるもの」に沿う文章としては「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」であると思われませんが、文字数が多くなり自転車等を放置する人への啓発効果が弱まると考え当内容にいたしました。</p> <p>また、放置自転車等についての一時的な対策であり、看板設置後に放置自転車等の台数は明らかに減少しており、問題が改善されれば看板を撤去する予定です。</p> <p>以上、ご理解のほど宜しくお願いいたします。</p>	総務交通室	R7.3.3	R7.3.10
18	北千里まちづくり 意見交換会: 質問に対する 未回答	<p>1月18日の北千里駅前まちづくり意見交換会で以下の質問をしましたが、公表のみで回答がありませんでした。市の意図は「今回はワークショップのため回答しない」であることは予想がつきます。しかしそうであれば、市は好きなきとき市民の質問に回答しなくていいこととなります。これは「吹田市自治基本条例 第5条(市民自治の運営原則)、第6条(市民の権利)、第16条(情報公開及び情報提供)」などに反し、市民参画を軽視するものです。</p> <p>つきましては以下の質問にご回答ください。</p> <p>・意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください</p> <p>・2024年6月29日に市が約束したタワマンの日照のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください</p> <p>・意見書の中で●●教授の名前を出すと、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。公開されている名前ですから隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。</p> <p>-----</p> <p>この意見交換会では、タワーマンション(以下「タワマン」)の是非について何も議論がされないまま、市と準備組合の意向が素通りしています。これでは市民の意見が反映されているとは到底言えず、今後の進め方を抜本的に見直すべきです。</p> <p>タワマンについて、第1回で市は「必要」と述べましたが、●●氏は「タワマンだけが答えではない」「まったく何も決まってない」と述べました。</p> <p>市民からタワマンに反対する声が多数出ています。本来であれば「吹田市自治基本条例 第5条の3 協働の原則」に基づき、タワマンの必要性について市民と市で相互理解を深めるべきでしたが、第2～5回までは駅前での市民のやりたいことを聞くことに終始し、タワマンの是非を議論の俎上に乗せませんでした。</p> <p>そして第6回でさりげなくタワマンを建設する計画が示されました。市と●●氏はタワマンを論点とすることを回避し、市と準備組合の意向を素通りさせました。これは市民の意見を無視しており、●●氏の「何も決まってない」という発言とも矛盾します。</p> <p>市がタワマンを必要とするための「地区センターとして一定の規模が必要」という説明は、具体的な数値や根拠が示されておらず、極めて不十分です。</p> <p>以上の点を踏まえて以下の質問をします。</p> <p>・タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくら(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。</p> <p>・市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。</p> <p>・市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたら、その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。</p> <p>上記の質問に対し正当な回答がなければ、それがこの意見交換会の不当性を証明することになります。</p>	<p>Q意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください</p> <p>-----以下、意見交換会でふりかえりシート共に提出された質問-----</p> <p>Q タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくらか(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。</p> <p>A</p> <p>これまでの北千里駅前まちづくり意見交換会において、吹田市のまちづくりの方向性やこれまでの取組を説明するとともに、ワークショップで北千里駅前のまちづくりに対する思いについてご意見をお聞きしてきました。第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声をいただいております。</p> <p>タワーマンションに賛成されている市民と反対されている市民の割合を定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。</p> <p>Q 市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。</p> <p>A</p> <p>意見交換会において、北千里駅前の再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であり、市街地再開発事業の仕組みとして、土地を高度に利用することにより、新たに生み出した床(保留床)を売却し、その利益を事業費に充てていくため、一定の規模の施設整備が必要と説明させていただきました。</p> <p>事業を成立させる上で必要となる一定の規模について、本市が過去に実施した市街地再開発事業の実現性の検討では、一案として、想定延床面積約122,000平米、概算事業費約572億円と試算しています。</p> <p>Q 市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたら。その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。</p> <p>A</p> <p>北千里駅前の再整備について、市民の皆様にご理解いただくために、これまでのまちづくり意見交換会において、再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であること、市街地再開発事業を成り立たせる上では一定の規模の施設建築物の整備が必要となること、本市の考えるまちづくりの方向性等について、説明させていただきました。第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声をいただいております。</p> <p>どの程度の市民が納得されたかについて、定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。</p>	計画調整室	R7.3.3	R7.3.17

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
			<p>Q 2024年6月29日に市が約束したタワマンの日影のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください</p> <p>A ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。 質疑概要 回答概要 資料に景観の話が一つもない。タワーマンションに反対する意見が多く、景観が悪くなるという理由も複数あったはずであるが、タワーマンションに関するパース図がない。タワーマンションの影が広場に落ちるはずであるが簡単にシミュレーションできるはずであるがそれもない。景観の詳細についてはこれから建物の計画設計を詰める中で具体的なデザイン等も含めて整理をしていくことになります。今回は、まちづくり計画の概要案としてまずはこの場所をどうしていきたいかというところに絞って説明させていただきましたが、日影など周辺に与える影響については、当然検証して、今後改めて説明をさせていただきます。 第6回意見交換会の質疑応答では、内容に応じて、本市又は事業検討主体である準備組合から回答させていただきますが、該当部分は準備組合が回答した箇所となります。 準備組合からは、上記のとおり回答させていただいており、その説明時期等については、本市としても、準備組合側と、引き続き、協議、調整してまいります。日影などの影響については、準備組合が今後、建物の計画設計を進める中で検討していくものであり、現時点では未実施となっております。 また、今後予定している環境影響評価の手続きの中でも、景観や日照障害、風害などについての予測、評価を行いながら、環境に与える影響に関して意見交換させていただく予定です。</p> <p>Q 意見書の中で●●教授の名前を出すと、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。公開されている名前ですから隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。</p> <p>A ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。 意見 グループワークは少数意見の切り捨て。非民主主義的。 セミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。 上段のご意見に関しましては、本意見交換会においてワークショップ形式を取り入れることは、本市が企画したものであるため、資料の公表にあたって、当該意見交換会に参加されていない方などが見られても誤解がないようにするために、グループワークに係る「●●氏の言う」という部分については、削除させていただいたものです。 下段のご意見に関しましては、上記と同様、アドバイザーのコメント時間を含めたワークショップのタイムテーブルについても本市が設定したものであることから、「●●氏の」という部分を削除させていただいておりましたが、今回のご質問を踏まえ、「アドバイザーのセミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。」として掲載するよう、修正させていただきます。 なお、「●●氏」を「アドバイザー」に置き換えている理由としては、当該意見交換会をご存知でない方が見ても理解していただきやすいように、他のご意見を含め、「●●氏」、「●●先生」等の記載については、その内容に関わらず、個人名ではなく「アドバイザー」と置き換えて統一し、本市ホームページに公開しているものです。</p>			

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B79-4。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	<p>標題について、2月14日に投稿、2月28日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、再投稿です。※回答は、遅くとも構いません。市HPに記載されていない下記の3項目について、市民への周知を優先願います。</p> <p>1)[Q1:2/14投稿(再掲)]今年、新たに申告される方への配布ケ所は、市役所本庁のみですか？出張所でも配布をされるのでしょうか？</p> <p>[2/28市回答]市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配布させていただきます。</p> <p>Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市</p> <p>2)[2/3投稿(再掲)]市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。</p> <p>[2/6市回答]住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。</p> <p>Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載がありません。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市</p> <p>⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市</p> <p>3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市</p> <p>⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)[Q1:2/14投稿(再掲)]今年、新たに申告される方への配布ケ所は、市役所本庁のみですか？出張所でも配布をされるのでしょうか？</p> <p>[2/28市回答]市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配布させていただきます。</p> <p>Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市</p> <p>(回答)「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税の申告書」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」及び「トップページ」>くらし>税金>申請書ダウンロード(税金)>市民税・府民税申告書のページにて御案内を掲載いたしております。</p> <p>2)[2/3投稿(再掲)]市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。</p> <p>[2/6市回答]住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。</p> <p>(回答)確定申告の記事内容につきましては、担当税務署が分かりやすい記事内容となるよう検討を重ね、作成した記事内容を掲載いたしております。</p> <p>Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載がありません。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市</p> <p>⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市</p> <p>(回答)いただきました御指摘を受け、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>税制改正」のページに掲載いたしました。</p> <p>3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市</p> <p>⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。</p> <p>(回答)「市民税・府民税の申告」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」のページにて御案内を掲載いたしまして、詳細な内容を御説明いたしておりますが、御説明の重複を避けるため、概要については掲載いたしておりません。</p>	市民税課	R7.3.3	R7.3.17
20	保育園の利用	<p>保育園の申し込みですが、吹田市では、なかなか入りにくいと聞いています。ところが、隣の大阪市では、空いているところもあり、入った人がいるそうです。</p> <p>吹田市の南は、東淀川や淀川区と接していて、その辺りの人は、通いやすいと思います。また、保育士の人だと更に入りやすいそうなので、南部の人はそちらに行ってもらった方がいいと思います。</p> <p>今年の待機数はまだ発表されていませんが、吹田と大阪で比べてみたらわかると思います。</p>	<p>認可保育施設の利用にあたっては、保護者が希望する施設を選択できる仕組みとなっており、在住する市以外の保育施設を希望することも可能です。</p> <p>しかし、多くの市町村では、市内在住者を優先して保育施設を利用できるようにしており、市内在住者の選考後に空きがある場合にのみ市外在住者の利用調整を行っています。特に大阪市では、市外在住者については、利用調整にあたり市内在住者と比べて大幅に低い点数が付与される仕組みとなっています。</p> <p>なお、保育施設の利用に関しては、各自治体がそれぞれの保育ニーズや方針に基づいて入所基準を設けており、本市が一律に他市での入所を推奨することは困難であると考えております。</p>	保育幼稚園室	R7.3.5	R7.3.17
21	B94-「大阪府内一斉無料法律相談会」の吹田市の対応について素朴な疑問	<p>・大阪弁護士会が、無料法律相談会を大阪府内各自治体で2月から3月の間で実施されており、吹田市は2月19日に日時調整をされて一覧表に掲載がされていますが、市HPに掲載がされていません。</p> <p>⇒市HPで検索結果は、0件。1/1~2/18迄の新着情報を確認しましたが、掲載がされていませんでした。</p> <p>・市民の困りごとを、解決に導くための貴重な機会だと思います。吹田市の担当部署は、市HPに掲載すべきと考えます。</p> <p>⇒添付画像。B94-「大阪府内一斉無料法律相談会府下開催リスト」吹田市2/19</p> <p>⇒添付画像。B94-「無料法律相談会」ちらし</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「土曜日無料法律相談会」というタイトルで、2025年2月1日(土)から次のURLにて市のホームページへ掲載しております。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018938/1037557.html</p> <p>また、同時に新着情報にも2月1日(土)から掲出しておりましたが、掲載数には制限があり、現在は履歴から消えております。</p> <p>「イベントカレンダー」の3月8日(土)には掲載しておりますので、併せて次のURLも御確認いただければと存じます。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/event_calendar.html</p>	市民総務室	R7.3.5	R7.3.6

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22 千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2	<p>●回答1について<質問5></p> <p>1.「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？(工事の詳細を明示してください)</p> <p>「簡易的な工事だからバリアフリー適用義務はなかった」とのことですが、</p> <p>2. 簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。</p> <p>3. ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？</p> <p>当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。</p> <p>4. 当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。</p> <p>●回答4について</p> <p>私の質問は「北千里体育館以外の出入口へ至る経路もバリアフリー適用義務があるのではないか」というものです。</p> <p>>出入口(及び駐車場)から主要な公園施設(及び特定公園施設)に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではない</p> <p>この回答の根拠はガイドライン32ページだと思われませんが、そこに書いてあるのは「出入口への経路が複数ある場合、バリアフリーの義務があるのはそのうち最も一般的な経路である」という意味であり、論点がずれています。私の質問は、経路が複数ある場合を前提にしています。</p> <p><質問6></p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？ 実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？ <p>「はい」か「いいえ」でお答えください。</p>	<p>平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。</p> <p><質問5></p> <p>「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？(工事の詳細を明示してください)</p> <p>水遠池の自然護岸部分の崩壊があったため、張りブロックを施した護岸に改修する工事を平成29年から令和2年度まで、約4年かけて実施したものです。</p> <p>・簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。</p> <p>ウッドチップ舗装については、散策路としての位置づけであった土の園路部分を護岸改修工事の中で工事車両の走行等で使用したため、轍や不陸が発生した部分を整地し、別で実施している伏探樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを園路全体に敷き均し、散策路として利用できるように復旧したものです。東屋につきましては、当初、散策路内にベンチの設置を考えておりましたが、地域から、日除けや雨除けとなるものとの要望があり、設置したものであり、今後、園路の改修等整備を行う際に基準に適合するよう検討してまいります。</p> <p>・ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。</p> <p>伏探樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを使用しているため、材料費はかかっておらず、ウッドチップの運搬と敷き均しに費用(約300円/m²)がかかっております。通常のアスファルト舗装(約2,200円/m²)に比べると比較的安価な舗装と考えております。</p> <p>・当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。</p> <p>散策路としての機能復旧に向けた不陸整正が目的でありましたので、簡易的な工事と考えており、園路の改修は今後の再整備と合わせて検討してまいります。</p> <p><質問6></p> <p>市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？</p> <p>千里北公園魅力向上ワークショップ開催時に御説明した内容は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十五号)第三条に基づくものです。同条第七号には、「第四条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。」とあることから、出入口を結ぶ園路のすべてを適合義務の対象とするものではないと認識しております。</p> <p>今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。</p> <p>・実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？</p> <p>「はい」か「いいえ」でお答えください。</p> <p>いいえ。上記と繰り返しになりますが、出入口を結ぶ園路全てをバリアフリー化する義務はないと認識しています。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R7.3.5	R7.3.19
23 B95-「建築基準法の中間検査の特定工程を改正」について提言	<p>2月27日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと「令和7年4月1日から、吹田市内の建築基準法に基づく中間検査の告示が変わります。」の記述がりますが、「建築基準法の何条」なのかの補記が必要と思います。</p> <p>※令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法に伴う措置と思いますので、よろしくお願い致します。</p>	<p>吹田市のホームページでは「建築基準法に基づく中間検査」と表記しており、また、添付しているPDFの告示本文には建築基準法の根拠条文が記載されていることから、追記は不要と考えております。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後ともわかりやすいホームページの表現に努めてまいります。</p>	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10
24 B96-「令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法」について提言	<p>標題について、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直される事から、関係される市民への周知が必要と思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」が改正され、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直されます。 2022年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法は2025年4月1日に全面施行され、施行日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、木造戸建住宅の壁量計算等の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。 <p>※新規に住宅の建築・住宅の購入・大規模リフォームなどを計画されている方への予算(ローン計画)・工程などについて影響があるように思えます。</p> <p>⇒添付画像。B96-脱炭素社会の実現に。国交省ちらし</p> <p>⇒添付画像。B96-木造戸建ての大規模リフォーム。国交省ちらし</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>改正建築基準法・改正建築物省エネ法につきましては令和4年に改正、公布され、令和7年4月からその全てが施行されます。</p> <p>このため、以前より改正建築基準法・改正建築物省エネ法の内容については、国や大阪府が広く周知しているところです。</p>	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	B94-2「大阪府内一斉無料法律相談会」の吹田市の対応について素朴な疑問	<p>標題について、3月5日に投稿、3月6日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、再投稿です。</p> <p>[3/5投稿(再掲)]:大阪弁護士会が、無料法律相談会を大阪府内各自治体で2月から3月の間で実施されており、吹田市は2月19日に日時調整をされて一覧表に掲載(後略)</p> <p>[3/6市回答]:「土曜日無料法律相談会」というタイトルで、2025年2月1日(土)から次のURLにて市のホームページへ掲載しております。</p> <p>Q:私が投稿したのは、“2月19日(水曜日)”に日程調整をされた無料法律相談会についての件で有り、回答文の「土曜日無料法律相談会」とは、曜日が異なります。</p> <p>⇒“2月19日(水曜日)”の「大阪府内一斉無料法律相談会」については、新着情報には、掲出されていなかった事による投稿です。</p> <p>⇒添付画像。B94-「大阪府内一斉無料法律相談会府下開催リスト」吹田市2/19</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>大阪府内一斉無料法律相談会は、府内統一で3月8日(土)に実施されるもので、その相談会の予約開始日が、本市においては2月19日(水)となっております。</p> <p>つきましては、2月19日(水)は、相談会が実施されるものではありません。</p>	市民総務室	R7.3.7	R7.3.7
26	B97-「台風時の避難入院制度」について吹田市の考えを教えてください	<p>先日、吹田市在住の知人から、「台風時の避難入院」について聞きました。</p> <p>・近年、自然災害が多発しております。台風時の広域停電などにより、人工呼吸器管理の患者さんの「避難入院制度」について、吹田市が考えておられる事を教えていただけますでしょうか。市内には、該当される患者さんは、何人ほどおられるのでしょうか、把握はされているのでしょうか。</p> <p>・街を歩いていると、携行キャリアで酸素ボンベを持った方を時々見かけます。寝たきりの患者さんもおられるとの事です。</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p>	<p>・広域停電等が発生した際には、すこやか親子室より人工呼吸器等を装着している18歳未満の医療的ケア児には、大阪府の要援護者支援基準に則り、状況確認を行い、長時間の停電時には入院の必要性を判断したうえで入院先の調整を行っています。</p> <p>・市内の人工呼吸管理の患者数(18歳未満の児童)については、すこやか親子室が把握しておりますが公表はしておりませんので、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>健康医療部地域保健課が所管する難病患者への支援についてお答えします。大阪府では、大規模災害等における難病患者の要援護者基準を設けており、24時間人工呼吸器等を装着している方、気管切開で吸引している方等が該当いたします。吹田市においても、その基準に則り、平時から地震や風水害等の災害時に備え、個別に災害時の手引きを作成している他、緊急時の電源確保方法についても関係機関と調整しているところです。</p> <p>災害時には、必要に応じて医療機関等と連携して入院先の調整を行います。要援護者基準に該当する難病患者の人数の把握はしておりますが、公表はしておりませんので、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	すこやか親子室、地域保健課	R7.3.10	R7.3.24

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	B85-2。市HP、各サイトの「ご意見をお聞かせください欄」について提言	<p>標題について、2月15日に投稿、3月3日に回答を頂きましたが、回答内容に疑問があり、再投稿です。 [2/15投稿内容(再掲)] 1)市HP、各サイトの最下段の「ご意見をお聞かせください欄」には、5項目とチェック口が有りますが、コメントを記入できる様式になっていません。 ・[例] “内容が分かりにくい”の項目では、どの部分の何が分かり難いか…などを記入が出来る様式になっていません。 [3/3市回答]: 不適切な投稿を回避し、負担なく回答できることを目的にチェック項目のみとしています。 Q1: 回答文に「不適切な投稿を回避し(後略)」の記述が有りますが、チェック項目口のみで有り、コメントが投稿出来る書式になっていないので、回答文には整合性が有りません。 ⇒添付画像。B85-2。ご意見をお聞かせください上:吹田市HP。下:他市のHP(記入欄が有り) Q2: 前回、投稿画像の“他市のHP”のように、記述欄の上に「(注意)お答えが必要なお問い合わせは、直接担当部署へお願いします(こちらではお受けできません)」の記述があれば、回答は不要であり、また市HPの改善に役立つ内容であれば採用されたら良いかと思えます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「ご意見をお聞かせください欄」については3月3日に回答いたしましたとおり、不適切な投稿を回避し、負担無く回答できることを目的として、チェック項目のみの設定としております。引き続き、多様なご意見、ニーズを参考にし、サイト構成を検討してまいります。</p>	広報課	R7.3.10	R7.3.24
28	B92-2。市HP(Top頁)の「データで知る吹田」について提言	<p>標題について、3月2日に投稿、3月7日に回答を頂きましたが、回答内容に疑問があり、再投稿です。 1) “人口”の項目で、38万2,491人(令和5年9月末時点)が修正されていません。 2) サイト内の“吹田市の紹介”での記事に“人口約37万人の都市です”の記述⇒38万人にされましたが、前文との脈絡での提言。 ・令和2年(2020年)に市制施行80周年を迎えた吹田市は、“人口約37万人の都市です”の記述⇒“人口約38万人”に修正をされましたが、前文との脈絡で⇒市制施行80周年を迎えた吹田市の人口は、当時37万人でしたが、現在約38万人です。にされた方が吹田市の発展のイメージをして貰いやすいと思います。 [参考] 3) 自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高の項で、吹田市の財政健全度(浜松市の例)を表す数値が有れば、掲載をされませんか。 ⇒添付画像。B92-2。浜松市の財政健全度。(将来負担比率と実質公債費比率の総合評価グラフ) 4) 医師の数・病院の数の項で、高槻市は昭和63年に健康都市宣言され、“健康医療先進都市の推進”を掲げられており、「日常的な健康管理から高度医療まで切れ目のない医療体制が整っています」の記述が。⇒吹田市は市民目線で採用出来る内容があれば採り入れをされませんか。 ⇒添付画像。B92-2。高槻市は地域医療支援病院は全国中核市で最も多い ⇒添付画像。B92-2。高槻市は全ての段階の救急医療体制が揃う街。関西で唯一、365日体制で夜間から早朝にかけて内科、小児科、外科を診療する体制 ※三次救急(重篤な小児患者の24時間体制の受入などに対応する小児救命救急センター)は、大阪府内で3施設が大阪府知事により指定され、北摂地域で唯一、高槻病院がその役割を。 5) 救急車による現場到着時間、病院収容までの時間の項で、高槻市は、救急車に医師が同乗するドクターカーを運用で、病院への到着を待つことなく、いち早く、医師の管理下で早期の治療等を開始できるので、傷病者の救命率の向上や予後改善が期待できます。 ⇒添付画像。B92-2。高槻市の医師が同乗するドクターカー運用 6) 高槻市は、健康寿命も府内トップクラス。大阪府内33市中、女性は85.6歳で5年連続1位、男性が81.5歳で4位と上位をキープ ⇒添付画像。B92-2。高槻市の健康寿命推移 6) 高槻市は、5つのがん検診すべてで全国平均を上回る、高い受診率。子宮頸がん検診の受診率は全国第1位です。(令和4年度地域保健・健康増進事業報告) ⇒添付画像。B92-2。高槻市のがん検診受診率推移 7) B92-2。子育ての項で、枚方市が共働き・子育てしやすい街、関西で3位。4位は堺市。5位は豊中市。(日本経済新聞。R6年12月) ⇒添付画像。B92-2。枚方市が共働き・子育てしやすい街。関西で3位 8) 河内長野市職員の副業条例が、人手不足解消や地域貢献目指し、2月26日に市議会で採決。 ※危機管理室、健康医療部、吹田市消防本部、児童部に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 人口項目及び吹田市紹介記事については文言修正を行いました。また、以前ご提案いただいておりました年齢構成グラフについても今回の修正時に合わせて追加いたしました。</p> <p>2)について ページ内の掲載項目及びグラフ追加等に係るご提案につきましては、今後のホームページ作成の参考とさせていただきます。</p>	シティプロモーション推進室	R7.3.10	R7.3.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	B98-「3月は自殺対策強化月間」について吹田市の取組を教えてください	<p>標題について、吹田市HPで探しましたが見当たりません。昨年は、市役所のロビーでのパネル展示をされていました。</p> <p>⇒添付画像。B98-吹田市HP「3月は自殺対策強化月間」</p> <p>⇒添付画像。B98-大阪府内【令和6年度自殺対策強化月間版】自殺対策支援情報一覧</p> <p>※豊中市・高槻市・枚方市は色々な取組が見られます。</p> <p>⇒添付画像。B98-「3月は自殺対策強化月間」2024年パネル展示実施</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>地域保健課「自殺対策」のページにおいて「吹田市の取組」として「こころの健康に関する取組」に自殺対策強化月間に関するパネル展示を掲載しております。令和7年度は、3月10日(月)から3月14日(金)まで、千里ニュータウンプラザ2階エントランスホールにおいて実施しており、令和7年3月10日に更新しておりましたが、新着のお知らせに掲載できていなかったため、3月13日付で新着更新情報として改めて掲載いたしました。今後、情報を更新する際には、気をつけてまいります。</p> <p>また、パネル展示以外の取組といたしましては、当該月間として、市報3月号に掲載している他、市公式SNSによる情報発信、関係機関への啓発ポスター掲示、大学内イントラネットによる啓発を実施しております。</p>	地域保健課	R7.3.10	R7.3.21
30	吹田市職員は中学校レベルの国語ができない2	<p>前回の質問1,2に未回答のままです。改めてご回答をお願いいたします。</p> <p>●質問3への回答について ご回答では、「意図的にこの文章にした」とのことでした。しかし、その理由として示された「文字数が長くなる」という説明には正当性がありません。</p> <p>◎市が例示した文章 「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」(句点は省略できるため、句点を抜いて29文字)</p> <p>◎私が提案した文章 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて22文字)</p> <p>◎現状の文章 「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」(20字)</p> <p>→ 私の案との差はわずか2文字です。 → 看板のスペースを考えると、2文字の増加が問題となるとは考えられません。</p> <p>さらに短縮した形として 「ここは駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて20文字)とすることも可能です。</p> <p>わざわざ長い文章を提示するまでもなく、短く正確な表現が可能であるにもかかわらず、それを採用しなかったという点で、市の説明には合理性がありません。</p> <p>●質問4への回答について 看板はそのうち撤去するから修正に無駄な税金は発生しないという婉曲的な主張だと推量しました。しかし、看板を撤去すれば放置自転車が再び増加するのは明白です。そのため、 ・看板を撤去した後、再設置することになる可能性が高い ・看板を再設置するならば、その際に適切な文章に修正する必要がある</p> <p>したがって「一時的だから修正不要」という市の主張は根拠がなく、無意味な言い訳にすぎません。看板の修正は不可避であり、いずれにせよ対応が必要になることは明らかです。</p> <p>結論として、市の回答は論理的に破綻しており、質問に誠実に答える姿勢が見られません。</p>	<p>平素は市政発展に御協力いただきまことにありがとうございます。</p> <p>前回の回答においてお伝えしましたが、この看板設置の目的は当該場所における放置自転車等による通行障害の早期の解消、事故防止であります。</p> <p>質問1・2について 担当課は吹田市土木部総務交通室交通担当です。この看板は、10年以上前から使用しているものであり、今まで他の場所でも使用しており一定の効果が出ていることから当該場所にも設置いたしました。また看板作成等については業務に関わる職員で議論のうえ決定し、内部の決裁を経て購入しております。</p> <p>質問3について 説明の中で、「文字数が」とありますが、お伝えさせていただきかかったことは、啓発でのインパクトを重視するため、短文かつ強い口調の表現を使用したものです。しかしながら、啓発看板につきましては、受け取り手の行動を変えることが最も重要であると考え、いただいた御意見を真摯に受け、今後の参考として取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>質問4について 該場所においては、放置自転車等による通行障害が起こっており事故にもつながる可能性があります。その解消、防止を目的として設置したため一定の効果が確認できれば、看板を設置する必要性の有無、必要であるならば、どのような文章の看板を設置するかを判断いたします。「一時的だから」を理由に修正不要との考えではございませんので、御指摘されているような意図はございません。</p> <p>放置自転車等対策については、御指摘いただきました通り「いちごっこ」であり、一定の効果が出てしまえば元にもどる、この繰り返しになりますが、その時々状況に応じた看板を設置することには、通行者の安全を守るためには必要な事と考えております。</p> <p>以上、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	総務交通室	R7.3.11	R7.3.25

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	B99-「大阪・関西万博開催記念 ACN EXPO EKIDEN 2025開催」について交通規制の情報の追加が必要	<p>標題について、3月10日に市HPに掲出がされましたが、阪急バスの一部が運休になり、タイトルおよび情報追加が必要 ⇒添付画像。B99-阪急バス一部便の運休【2025年3月16日(日)】</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 当該ページに阪急バスの一部が運休になることを追加いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/bunka/1018347/1018350/1038287.html</p>	文化スポーツ推進室	R7.3.11	R7.3.18
32	卒煙し得んブース周辺での条例違反喫煙	<p>豊津公園の喫煙紫煙ブースの真ん前や公園内のベンチ周辺に吸い殻が多数投棄されていた。 また公園の端で喫煙する者もいた(写真参照)。 ブースの意味がない。周辺で喫煙する者がいた証拠である。 ベンチは撤去するか禁煙の標識を掲示すべきだ。</p> <p>喫煙所の中は加熱式タバコと紙巻タバコのエリアに分かれているが、見たところ加熱式エリアに人がほとんどいない。 わざわざエリア分けする必要はない。どのみち紙巻も加熱式もどちらも有害なのだから。 ブースの構造は紙巻喫煙者に加熱式タバコを認識させるように紙巻エリアを奥の位置としているが、 こんなフィリップモリスの販促戦略に加担するような愚かな真似は止めるべきである。</p> <p>また江坂駅周辺は喫煙が禁止されているにもかかわらず、歩きタバコ、立ちタバコを見かける。 違反者から過料を徴収するなどペナルティを与える対応をすべきである。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ご指摘いただいた豊津公園のベンチは、喫煙者以外の方も使用する目的で設置されているため、撤去することはできません。 また、豊津公園は環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されておりませんので、禁煙標示をすることはできません。しかし、ポイ捨ては市内全域で禁止されておりまして、今後も喫煙マナーの啓発に努めてまいります。 江坂駅周辺の歩きタバコ、立ちタバコにつきましては、発見次第、路上喫煙防止啓発員による指導、啓発活動を続けてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R7.3.12	R7.3.21

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	B100-「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」他について市HPへの掲出が必要	<p>A:大阪府が、3月11日に「システムメンテナンスの実施に伴い、下記の利用制限がかかりますのでご注意ください。」についてHPに掲出されています。</p> <p>3月15日に市内の大学で卒業式が行われました。また春休みに海外に旅行に行かれる方がおられるかもしれません。速やかに市HPへの掲出が必要と思います。</p> <p>1)オンライン納付システムの停止。令和7年3月22日(土曜日)22時00分から3月23日(日曜日)5時00分</p> <p>2)マイナポータルからの旅券発給の電子申請等の停止。令和7年3月23日(日曜日)23時00分から3月24日(月曜日)6時00分</p> <p>B:3月24日(月曜日)から申請から交付まで、従来よりも長い期間がかかります。府内の市町窓口では14営業日(従来は10営業日)を要することになります。</p>	<p>平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>お問い合わせいただきました「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」について、令和7年3月17日に吹田市パスポートセンターのホームページにおいて掲載いたしました。</p> <p>A(1)のご質問につきましては、吹田市ではオンライン納付について、対応しておりません。</p> <p>A(2)のご質問につきましては、吹田市パスポートセンターのホームページにおいて「(参考)大阪府のホームページ」に外部サイトにリンクすることによりシステムが停止されることをお知らせしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>Bのご質問につきましては、「重要なお知らせ」の説明の中でご案内させていただきます。</p>	市民課	R7.3.17	R7.3.21
34	B101-「3月16日の“すいすいバス(千里山地区等)”の一部運休について」今後は、市HP(Top頁)の新着情報に掲出が必要。	<p>3月16日(日)に、「大阪・関西万博開催記念 駅伝 2025開催」が行われましたが、“すいすいバス(千里山地区等)の一部運休情報について”は、“コミュニティバス「すいすいバス」”のサイトに記載がされていましたが、一部運休については、バス停に着いてから貼り紙を見るまで分かりません。市報3月号にも掲載がされていませんでした。</p> <p>【私見】“すいすいバス事業”は、吹田市がされています。運行・管理は阪急バスに委託されていますが、個人的には“吹田市営のバス”と思っています。</p> <p>・運行で一部運休をされるのなら、市民に周知が必要。千里ニュータウンのマラソンコース沿いの道路には、交通規制の大きな立て看板が設置されていますが、千里山駅周辺では駅伝が行われる事も知らない方がおられました。</p> <p>⇒“すいすいバス事業”の主管部署である、総務交通室は、事業者として利用者視点での周知が必要と思います。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。</p>	<p>すいすいバス(千里山地区等)の一部運休の情報につきましては、総務交通室HP及びすいすいバス各バス停に掲示させていただきましたが、すいすいバス(千里山地区等)ご利用者という限定した方に向けた発信となるため、市HPトップページの掲載までは行いませんでした。今後におきましては、いただいたご意見を参考に、利用者視点での周知に努めてまいります。</p>	総務交通室	R7.3.17	R7.3.24
35	3月生まれ児童の保育園申し込みについて嘘をつかれました	<p>2024年3月27日生まれの娘を持つ女性です。</p> <p>去年秋頃にあった4月の保育園一斉申し込みの時期に窓口にて直接相談させて頂いた内容です。</p> <p>3月末生まれというきわどい時期に生まれている為、もし4月の申し込みで落ちた場合どうすれば良いのかと聞いたところ「第一希望が垂水保育園で上の子と同じ園という明確な理由があるので育休は延長できます」と言われました。</p> <p>が、実際は1歳になる前に申し込みをしないといけなかったようです。</p> <p>「兄弟加点もあるので点数も高くなる」と言われましたが結果落ちました。</p> <p>後々確認した所、待機ポイントが低いと言われましたが、去年の秋頃は「市のホームページを見て頂いて空きがないのに応募しても落ちるから意味がない」とも言われました。</p> <p>意味がなくても応募が必要だったようです。</p> <p>なんとか滑り込みで保育園を見つけることが出来ましたが、ならし保育期間の育休手当がありません。会社に伝える術もなく欠勤扱いまたは有給消化になってしまいました。</p> <p>これから子供が風邪を引いて仕事を休むことが増えるのに仕事が始まる前に有給がなくなってしまう。</p> <p>ハローワークの方へ確認しても市の対応不足と言われました。</p> <p>一応、児童部の方へも本日3月17日連絡しておりますがきっちりご対応して頂きたいと思っております。</p> <p>郵送していただいた書類で育休が延長出来なかった場合またご連絡します。</p> <p>なんとか保育園は見つかりましたが、見つかってなかったらと思うとゾッとします。</p>	<p>育児休業や育児休業給付金の延長の可否につきましては、本市では分かりかねます。</p> <p>また、本市ホームページでは3月を除き毎月1日時点の空き枠を公開しており、空きがない保育施設につきましても希望施設としてご希望いただける旨をご案内し、お申し込みを促しているところです。きょうだい加点につきましても、ごきょうだいが認可保育所等に入所中の場合に加点対象となり指数が高くなるという事実をお伝えすることはございますが、必ず内定が出るというような誤解を与えるような説明は行わないよう以前より徹底しているところでございます。</p> <p>お電話にてご了解いただいたとおり、未利用確認書を発行し、3月18日に発送しております。</p> <p>なお、育児休業給付金の支給延長にかかる申込要件等については、保護者様の責任において、ハローワークやお勤め先にご確認いただくものと認識しており、本市ホームページでもそのようにご案内をさせていただいております。そのため、支給期間の延長がされなかった場合でも本市では責任は負いかねます。</p>	保育幼稚園室	R7.3.17	R7.3.31

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	<p>社協の●●さんが、3月7日から高齢福祉室に何回も連絡をしているのに、担当者不在で連絡がつかないそうです。</p> <p>○○が、ふれあい交流サロンの助成金を受けながら、男性に対して排他的な態度を取っている件です。高齢福祉室の○○への指導があった後の2月27日の私と○○の面談でも、▲▲さん達は男性に対して排他的な態度を態度を崩しておりません。助成金の不適切利用に該当します。</p> <p>社協の●●さんに、高齢福祉室に連絡するようお願いしているのですが、3月7日から、ずっと担当者不在で連絡が取れていないそうです。なるべく早く、●●さんと話し合うよう、市長など市役所上層部から、高齢福祉室に働きかけてください。</p>	<p>社協担当者と相談者様と市の担当者の三者で話し合いの場を設け、訴えのあったふれあい交流サロンの利用制限については解除済みである旨説明させていただいております。</p>	高齢福祉室	R7.3.18	R7.3.27
37	<p>DV支援措置の悪用及び子どもの連れ去り犯罪防止策</p> <p>市外からの提案失礼いたします。ご周知のことと思いますが、2024年5月に家族法が改正され、本改正の立法趣旨は離婚後の「親子の縁結び」となっております。つまり、各行政機関は親子が引き裂かれぬ仕組みが必要となります。</p> <p>ご提案は、子どもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とすることです。子どもの住民票住所を移せないで、必然的に連れ去り予防になるうえ、DV支援措置悪用に大きな歯止めがかかります。</p> <p>本提案における法的根拠などは以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省発行「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」:「父母間の人格尊重・協力義務」の違反例として、「父母の一方が、特段の理由なく他方に無断で子どもを転居させること(親権有無に関わらず)」 ・民法821条:子どもの居所指定権(両親の同意で子どもの居場所を決める) ・民法877条:直系血族と兄弟姉妹の相互扶養義務 ・児童の権利条約9条:親子が引き離されない権利 ・刑法224条:未成年者略取誘拐罪 ・憲法14条、地方公務員法13条・60条:平等の原則と地方公務員への罰則 ・地方自治法2条2:地方自治体の自主性・自立性 ・国賠判決:令和5年(ネ)第3026号 損害賠償請求控訴事件(原審:東京地方裁判所 令和2年(ワ)第26602号 損害賠償請求事件)・・・実の親子が養育監護に関わるように国家が保障する <p>是非、連れ去り問題により心を病む子供たちがいなくなる市町村が1つでも増えることをお祈り申し上げます。</p>	<p>この度は「子どもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とする」というご提案をいただきました。</p> <p>住所変更の届出については住民基本台帳法により、本人(未成年の場合は親権者)、世帯主、同一世帯人、委任を受けた代理人が届出することができるとされています。そのため、子どもであっても、両親の同意は必ずしも必要ではありません。</p> <p>一方で、今回の民法等改正法の成立により、「親権の単独行使ができる場合」が明確化され、「子どもの転居」については親権の共同行使が必要である行為とされました。</p> <p>法令等に規定のある運用につきましては、市の判断で取り決めることはできないため、今後、住民基本台帳法など、何らかの規定等の改正がされ、両親の同意についての運用変更が示されましたら、それに従い運用して参ります。</p>	市民課	R7.3.21	R7.3.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	B93-2。市HP。新着情報の「実施計画 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」について提言、疑問	<p>標題について、3月2日に投稿、3月7日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、投稿です。</p> <p>2)[Q2-3/2投稿(再掲)]:2月20日に市HP(Top頁)の新着情報に掲載されましたが、サイト冒頭の説明文では、“令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)”であり、タイトルの年度と異なり、間違っているように思えます。</p> <p>[3/7 市回答]:実施計画の年度については、(中略)「令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)」に訂正しました。</p> <p>・“吹田市第4次総合計画”策定に伴うワークショップに、私は5回参加させて頂きました。毎回多くの市民の方が参加され熱心に討議をされていました。また大阪大学や関西大学の多くの学生さんの参加の時には、プレゼンもされ新しい発見もありました。また市議会議員の参加もあり、同じテーブルでした。</p> <p>Q2-2:3月4日に新着一覧から削除されたままで、訂正されたサイト(3月4日)が、新着一覧に掲載されていません。多くの市民が参加され、関心が有る方がおられるかも分かりません。残りの5年間の重要な市政運営内容であることから、行政経営部 企画財政室の市民への広報姿勢に疑問が湧きます。</p> <p>⇒添付画像。B93-2-実施計画 2月20日:令和6年～令和10年 ⇒添付画像。B93-2-実施計画3月4日:訂正。令和7年～令和11年 ⇒添付画像。B93-2-実施計画3月4日:新着に無し</p> <p>3)[Q3-3/2投稿(再掲)]:“吹田市第4次総合計画は、”平成31年(2019年)3月に策定されており、元々の計画年度は、2019年～2028年の10年間です。タイトルの計画・最終年度が2029年度と1年間延長されていますが、総合計画は市政運営および市民生活と直結する事であり、市議会での承認手続きは済んでいますのでしょうか。</p> <p>[3/7 市回答]:実施計画につきましては、社会経済状況の変化や新たな課題に対応するため、ローリング方式により毎年度計画期間を5年間として見直しを実施しております。第4次総合計画の計画期間を延長したのではなく、実施計画の最終年度(2029年度)の事業費等につきましては、現行の第4次総合計画における施策を継続した場合に想定される内容をお示ししたものでございます。</p> <p>Q3-2:上記(2)の訂正および(3)の概略説明文が、サイトの上部に必要と思います。</p> <p>⇒添付画像B93-2。サイト上部、注記の記載例</p> <p>※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページの記載内容を修正した際に新着一覧から削除されたままになっておりました。市ホームページの新着一覧に再度掲載いたしました。</p>	企画財政室	R7.3.21	R7.3.24
39	B60-3。「資源物の持ち去り禁止合同パトロール実施結果」について	<p>12/16に投稿。12/20に環境部事業課から回答を頂きましたが、今年も深夜・早朝の凶悪な犯罪が発生しており、持ち去り対象ゴミの「ゴミ出し時間は、前日に出さずに当日の朝に」の周知について3度目の要望。</p> <p>【11/25投稿-再掲】関東圏で8月頃から闇バイト強盗が多発。犯行時間帯も深夜から早朝。吹田市でも会社事務所に窓ガラスを割って侵入した事件が有りました。</p> <p>・吹田でも、市民の話題の中で闇バイト強盗の話が増えて不安が増えています。ホームセンターでは、防犯用品の品切れも。⇒不安に思っておられる方が多い。</p> <p>⇒資源ごみの持ち去りについて、時間帯が深夜・早朝であり、不審な音がすると不安になります。</p> <p>(Q1(再掲)):回答文に“ごみは収集日当日の朝に…”の記述が有りますが、市HPの“ごみの出す時間”には、“収集日当日の午前8時まで、に、所定の場所へ”の記述のみであり、“当日の朝に…”の記述は、ありません。</p> <p>⇒「資源ごみは、前日に出すのは控えて、当日の朝に出すようにしてください。」…の意味には、受取れません。</p> <p>(Q3(再掲)):市回答文に“分別ピラ等でご協力をお願いしております。”は、見つける事が出来ませんでした。⇒記載箇所を教えてください。</p> <p>【12/20市回答】:Q3につきましては、ごみの分け方12種分別のピラ上部に収集日当日の朝8時まで、決められた場所に分別し、ごみを出してください。と記載しております。</p> <p>Q5:市回答は、「ごみの分け方12種分別のピラ上部に“収集日当日の朝8時まで”(後略)」ですが、燃焼・資源・大型・小型複雑ごみの全てが対象になっており、“前日に出さずに”の文言が必要。現状と乖離が有り、市民には周知がされているとは思えません。</p> <p>⇒添付画像B60-3。吹田市の12種分別のピラ上部に収集日当日の朝8時まで、に、前日に出さずに(西宮市・尼崎市・豊中市、枚方市の記載例)、収集日当日の朝(午前8時まで)に出して頂き…、の追記が必要と思います。⇒“ごみの出し方”の項の中に“持ち去りゴミの対象物品”の項を追加されませんか。</p> <p>※共働き世帯や幼保世帯の園児の送り、生活スタイルなど、難しい面もありますが、可能な範囲で市民の協力を得て、当日の朝のゴミ出しを進めて。持ち去り者が吹田市をターゲットにしないようにされて、市民の不安を取り除いて頂けませんでしょうか。</p> <p>[参考画像] ⇒添付画像B60-3。持ち去りごみ物色中。AM3° 18&#039;. AM5° 32&#039; ⇒添付画像B60-3。夜中・早朝の犯罪。3件 ⇒添付画像B60-3。夜中・早朝の今年の犯罪。多数 ⇒添付画像B60-3。近隣の西宮市・尼崎市・豊中市、枚方市の記載例</p> <p>※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ご指摘の持ち去り対象ゴミの「ゴミ出し時間は、前日に出さずに当日の朝に」の周知につきまして貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>今後の参考にさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	事業課	R7.3.24	R7.3.31

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	吹田パスポートセンターの男性トイレについて	<p>私は全盲の視覚障害者です。先日吹田パスポートセンターを利用しました。</p> <p>吹田パスポートセンターと同じフロアにある男性トイレについての意見質問です。</p> <p>男性トイレで大便をしようとしたところ、和式便器しかありませんでした。用を足し終わり立ち上がろうとした時に、左前方にある補充用のトイレトペーパーの棚に頭をぶつけました。危険なので取り除くか位置を変えてください。</p> <p>視覚障害者でも大便をしやすい洋式便器に交換してください。また洋式便器に交換する予定はありますか？</p>	<p>平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。お問い合わせいただきました「吹田市パスポートセンターのトイレ」について下記のとおり回答いたします。</p> <p>吹田市パスポートセンターがあるさんくす3番館の建物は、吹田市が直接管理しているのではなく、団地管理組合法人が建物管理をおこなっているため、ご意見の内容につきましては、すぐに変更することは難しいと思われませんが、利用者の意見として建物管理者に、トイレの改善を要望させていただきたいと思えます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	市民課	R7.3.25	R7.3.31